

建物共済の主な仕組み改善内容

近年頻発する自然災害への補償を拡充するため、より手厚い補償の拡充、特約の充実を含めた仕組み改善を行いました。

◎ 自然災害への補償を拡充 【総合共済】

- ◇ 地震等補償割合を 50%に引き上げ
地震、噴火及び津波による被害の補償割合を 30%から 50%へ引き上げました。
- ◇ 加入限度額を 4,000 万円に引き上げ
1 棟当たりの加入できる金額を、2,000 万円から 4,000 万円に引き上げました。
(*火災共済の加入限度額は従来どおり 6,000 万円)
- ◇ 特別費用共済金の対象事故を自然災害にも対応
地震、噴火及び津波による事故以外の火災事故、風災、雪災、ひょう災、水災事故で家屋が全焼又は全損になった場合、緊急的費用として 200 万円を限度に支払います。

◎ 手厚い補償へ特約の充実 【火災・総合共済共通】

- ◇ 小損害実損填補特約の導入
損害の額が 30 万円以下の小損害事故の場合には、損害の額を共済金として支払います。ただし、地震、噴火、津波による事故の場合を除きます。
(1) 共済目的の加入共済金額が受取限度となります。
(2) この特約は 1 棟ごとに①又は②の場合において付帯が可能になります。
 - ① 1 契約の加入共済金額が 1,000 万円以上の火災共済又は総合共済
 - ② 共済責任期間が同一の火災共済及び総合共済の加入金額の合計が 1,000 万円以上の場合における火災共済又は総合共済のいずれか。
- ◇ 臨時費用共済金給付割合を 30%に引き上げ(選択制も導入)
損害共済金に加算される臨時費用共済金の給付割合を 20%から最高 30%に引き上げました。また、給付割合が 30%、20%、10%で選択が可能になりました。
(ただし、地震、噴火及び津波による事故は除きます。)
(支払限度額の 250 万円は従来どおり)

*詳細につきましては建物パンフレットをご確認ください。

仕組み改善前にご加入いただいているご契約について

仕組み改善前にご加入いただいていますご契約は、従前どおりの補償となります。
仕組み改善後の補償をご希望の方は、平成 29 年 7 月以降に改めてご加入いただくこととなりますので、もよりの組合(本所・総合支所・支所・出張所)までお申込みいただきますようお願い申し上げます。

今年度のおすすめ

小損害実損填補特約の付帯

例えば、落雷や台風等による強風で共済事故が発生し、損害額が30万円以下の小損害事故が発生したとします。この特約を付帯することにより、損害額を共済金として受け取れることとなります。「小損害実損填補特約」の付帯をご検討ください。

総合共済加入金額の見直し

総合共済の加入金額限度及び地震等補償割合が引き上げられ、自然災害にもより補償が拡充されました。地震等が多発していますので補償金額（加入金額）の見直しをご検討ください。

共済掛金のめやす（1年間）

○共済金額 1,000万円加入の場合

単位：円

項目	普通物件					
	火災共済			総合共済		
	一般造	耐火造 B	耐火造 A	一般造	耐火造 B	耐火造 A
基本掛金	7,800	4,700	2,500	30,200	27,500	25,600
小損害実損填補特約 付共済掛金	8,710	5,610	3,410	33,570	30,870	28,970

*小損害実損填補特約に加入の場合は、基本掛金に火災共済は910円、総合共済は3,370円を加算します。